

帯広圏都市計画特別用途地区の変更(音更町決定)

都市計画特別用途地区を次のように変更する。

種 類	面 積	用途地域	備 考
第1種特別工業地区	約 86 ha	工業地域	主な規制建築物 ・準工業地域規制建築物 ・一般住宅、共同住宅、併用住宅 ・図書館、博物館その他これらに類するもの。 ・ボーリング場、スケート場又は水泳場 ・マージャン屋、パチンコ場、射的場その他これらに類するもの。 ・カラオケボックスその他これらに類するもの。
第2種特別工業地区	約 10 ha	準工業地域	主な規制建築物 ・商業地域規制建築物 ・キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール ・マージャン屋、パチンコ場又はこれらに類するもの。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

市街化区域に編入する工業地域について、工業地として適正かつ効率的な土地利用を図るため、特別用途地区(第1種特別工業地区)を定める。